

議案第41号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月19日提出

みよし市長 小山祐

専決第4号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和7年3月31日

みよし市長 小山 祐

記

処分事項

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例

みよし市都市計画税条例(昭和40年三好町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第4項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第16項中「、第31項、第32項若しくは第34項」を「若しくは第31項から第33項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のみよし市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

みよし市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
附 則	附 則
1 略 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)	1 略 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)
2 略 (法附則第15条第37項の条例で定める割合)	2 略 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)以下 略 (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	4 同左 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)以下 略 (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
5~9 略 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	5~9 略 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
10 略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	10 略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
11~13 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)	11~13 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
14及び15 略	14及び15 略
16 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項若しくは第31項から第33項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	16 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項、第32項若しくは第34項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
17 略	17 略